あんジョイプラン10(第9次安城市高齢者福祉計画・第9期 安城市介護保険事業計画)策定業務委託プロポーザル実施要領

- 1 業務名 あんジョイプラン10 (第9次安城市高齢者福祉計画・第 9期安城市介護保険事業計画) 策定業務
- 2 業務場所 安城市内及び受注者所在地ほか
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- 4 業務内容 別紙「あんジョイプラン10(第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画)策定業務 仕様書」のとおり
- 5 提案上限金額 総額 金12,000,000円(消費税込) 内訳 令和4年度分 金6,800,000円(消費税込) 令和5年度分 金5,200,000円(消費税込)
- 6 選定委員会の設置

本市は、優れた企画提案者を選定するため、あんジョイプラン10策 定業務受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。選 定委員会は提案の審査を行い、優秀提案者を選定する。

7 提案者の資格

提案者は次のいずれの項目についても満たす場合のみ、参加資格があるものとする。

- (1)公告の日において、安城市競争入札参加資格者名簿(委託)に掲載されている県内の事業者であること。
- (2) 公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (4) 本事業を確実に執行できるだけの財政基盤を有しており、会社更生 法・民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (5)公告の日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務 及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付 け安城市長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていな いこと。

- (6)過去10年間(当該年度含まず)において、市町村の発注する高齢 者福祉計画または介護保険事業計画に関する調査分析もしくは計画策 定業務の元受けとしての実績を有すること。
- 8 参加表明手続き

### (1)提出書類

参加表明手続きの提出書類は次の表のとおり。書類は各1部提出すること。

名称	様式	備考
参加表明書	様式1	
会社概要	様式2	「保有資格」欄に記載したものは、参
		加表明書提出時に証明書類(コピー
		可)を提出。
類似業務実績一	様式3	・市町村の高齢者福祉計画・介護保険
覧		事業計画に関する業務の実績を過
		去10年分記載。
		・無償のものは実績とみなさない。
		・記載したものについては、参加表明
		書提出時に当該契約書の写しを直
		近3契約分提出すること。
業務実施体制図	様式4	・本業務を受託した場合の業務実施
		体制図(指揮命令系統を明示)を提
		出。
		・協力会社や再委託予定先等、本業務
		を遂行するすべての事業者を記入。
		・様式5の業務従事者の氏名は必須。
業務従事者一覧	様式5	「保有資格」欄に記載したものは、参
		加表明書提出時に証明書類(コピー
		可)を提出。
貸借対照表・	任意	直近3年分。
損益計算書		

- (2) 提出期限 令和4年7月15日(金)
- (3)提出方法 持参とする。なお、持参時は前日(土日祝日を除く)の 午後5時までに、持参日時を電話連絡すること。
- (4) 提出先 安城市福祉部高齢福祉課介護保険係
- 9 質問及び回答
- (1)提出方法 問い合わせ先に記載のメールアドレスあてに質問票(様式6)を電子メールで提出し、到達確認を電話で必ず行

うこと。

- (2) 受付期間 令和4年7月8日(金)午後5時まで
- (3)回答方法 回答は受付から1週間以内に市ホームページに掲載することとし、随時更新する(他社の質問を含む全質問)。
- (4) その他 電話・FAXによる質問や、本実施要領の内容以外の質問は受け付けない。
- 10 参加資格の確認及び審査 (一次審査)
- (1) 内 容 参加者からの提出書類により審査する
- (2) 日 時 令和4年7月20日(水)
- (3) 結果通知 参加資格の確認、書類審査を行った後、結果を参加者の 連絡先メールアドレスあてに個別に通知する (7月22 日頃を予定)。
- 11 提案参加の辞退

参加表明書の提出後、企画提案審査を辞退する場合は、令和4年7月 29日(金)午後5時までに、持参または郵送で提案参加辞退届(様式 7)を提出すること。

なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響はない。

- 12 業務提案書
- (1) 様式及び提出書類等
  - ア 業務提案書 別紙「あんジョイプラン10策定業務提案書作成要 領」に従い、作成すること
  - イ 見 積 書 様式8に従い、作成すること
  - ウ 見積内訳書 様式は任意、見積金額の年度毎の内訳が分かるもの を添付すること
- (2) 提出期限 令和4年8月5日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 安城市福祉部高齢福祉課窓口に持参
- (4) 部数
  - ア 提案書 10部 (電子データもあわせて提出すること)
  - イ 見積書 1部(様式8)
- 13 企画提案審查(二次審查)
- (1) 提案説明 (プレゼンテーション)
  - ア 説 明 提出済みの業務提案書をもとに、選定委員会にて説明を

行う。

イ 実施日 令和4年8月17日(水) ※当日の詳細については別途通知します。

ウ 時 間 40分程度(20分以内の説明後、質疑応答)

エ 説明者 説明を行う者は、本業務において実際に調査・分析等を 行う業務担当者を主とする。(参加人数は、3名以内)

オ 機材 プロジェクターとスクリーンについては、本市で準備するものを使用してよい。

### (2) 選定基準及び選定方法

別紙「あんジョイプラン10策定業務委託に係る評価基準」及び別紙「選定委員会における候補者の選定方法」のとおり。

14 優先交渉権者の決定

別紙「選定委員会に於ける候補者の選定方法」のとおり、選定委員会において選定する。

15 結果通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知する(8月19日頃発送予定)。 なお、候補者選定の透明性確保のため、審査結果に係る次の事項は市 ホームページにて公表する。

- (1)優先交渉権者の名称
- (2) 全提案者の名称
- (3) 全提案者の審査結果 (第1位、第2位とした委員数及び総合計点)
- 16 提案の無効

以下のいずれかにあたる場合は、提案を無効とする。

- (1)業務提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2)業務提案書に虚偽内容が記載されている場合または不備、未記入がある場合
- (3) 見積金額の消費税込総額が本業務の各年度の予算額を超えている 場合

## 17 提出書類の変更

業務提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、提案説明時に説明すること。

- 18 プロポーザル参加に当たっての確認事項
- (1) 本提案書作成に係る費用についてはすべて提案者の負担とする。
- (2)業務経験のあるものが、提案書の作成に関与していること。
- (3) 本プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (4) 本市への提出書類及び提出データの返却は行わない。
- (5) 本プロポーザルの審査経過に関する質問は受け付けない。
- (6)提出書類について、安城市情報公開条例(平成12年安城市条例第49号)第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ、非開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。
- 19 問い合わせ先

安城市福祉部高齢福祉課介護保険係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2290 (ダイヤルイン)

FAX 0566-74-6789

メールアドレス koufuku@city.anjo.lg.jp

# 選定委員会における候補者の選定方法

### I 基本事項

- (1) 委員ごとに、評価基準に示す項目ごとに採点する。
- (2) 各委員の合計点を集計した点数(総合計点)が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

#### Ⅱ 提案者が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、 2番目に多く獲得した者を次点者とする。(判定事例1)
- (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い者を候補者、他方を次点者とする。(判定事例2)

総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

## 判定事例1 (委員数が7人の場合)

	A	В
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	1位	2位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	5	2

第1位と採点した委員を多く(5人)獲得した [A]を候補者、[B]を次点者とする。

# 判定事例2 (委員数が7人の場合)

	А	В
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690

## 1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、 総合計点が高い〔A〕を候補者、〔B〕を次 点者とする。

### 1位の数及び総合計点も同点であった場合

、そのうち、見積価格がより低い者を候補者と し、次に低い者を次点者とする。

### Ⅱ 提案者が3者以上の場合

- (1)委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。
- (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。(判定事例1)
- ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高いものを候補者とする。(判定事例2)
- (3) 第1位及び第2位と順位付けしたものがない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。
- (4)総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

#### 判定事例1 (委員数が7人の場合)

	A	В	С
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	2位	3位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	4	

## 1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く (3人)獲得した者が複数ある場合 は、そのうち第2位と採点した委員 をより多く獲得した[B]を候補者、 [A]を次点者とする。

## 判定事例2 (委員数が7人の場合)

	A	В	С
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	2位	1位	3位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	3	3	
総合計点	900	890	

### 1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い者〔A〕を候補 者、次に高い者〔B〕を次点者とす る。

1位及び2位の数も同数で、 総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格が最も低い 者を候補者とし、次に低い者を 次点者とする。